# 広域ごみ処理

#### 焼却施設(双葉地方広域市町村圏組合)

① 南部衛生センター(楢葉町)の除染は平成24年9月に完了している。震災後、 稼働しているが、震災による被災と老朽化等が著しく平成25・26年度で大 規模補修工事を実施することで環境省と協議している。 焼却灰の最終処分が出来ないため、場内に仮置きしていたが保管スペース確保 のため舘の沢埋立最終処分場を環境省が仮置場として整備し、8,000 Bq/kg 以 下の焼却灰(主に主灰)を6月下旬から搬入している。また、8,000 Bq/kg を 超える焼却灰(主に飛灰)については、コンクリートボックスに詰め、飛散防 止策をとりながら一時保管を継続しているが、平成26年3月末で一杯になる 予定である。

※H24.8. 10 楢葉町区域再編により避難指示解除準備区域

② 北部衛生センター(浪江町)の現況を把握するために、平成24年10月に施工業者が設備の目視点検を行った。平成25年11月以降、浪江町の除染に併せて除染を実施予定。

※H25.4.1 浪江町区域再編により帰還困難区域

### 最終処分場(双葉地方広域市町村圏組合)

クリーンセンターふたば(大熊町)を焼却灰の仮置場として活用できないか検討したが、高線量地域での作業となり、労働環境上不適切であることから、関係機関と協議し楢葉町にある舘の沢埋立最終処分場を環境省が仮置場として整備した。また、平成26年度から最終処分出来るよう富岡町の管理型最終処分場で双葉郡内の生活ごみ焼却灰を10年間で3万トン処分出来るよう環境省と協議を進めている。

※H24.12.10 大熊町区域再編により帰還困難区域

# 広域し尿処理

#### し尿処理施設(双葉地方広域市町村圏組合)

汚泥再生処理センター(富岡町)を平成24年4月に先行除染。9月に施行業者による設備の目視点検終了。

除染後の線量管理や警戒区域見直しで、居住制限区域になったことにより復旧工事の施工を行う。

現在、発生しているし尿は、被災後いわき市及び石川地方生活環境施設組合に処分依頼しているが、平成25年4月からは、南相馬市に一部地域の処分依頼をしており、10月からは全地域の処分が可能となった。今後平成26年度中に汚泥再生処理センターの復旧、稼働に向けた取組を強力に進める。平成25年6月から労働環境を保つため施設内のクリーニング及び敷地内追加除染も併せて実施した。

双葉環境センター(旧施設)は、震災により法面が崩落しているが、今後富岡町の災害廃棄物と併せて国の直轄事業で施設の解体について進める。

※H25.3.25 富岡町区域再編により居住制限区域

## 広域汚泥処理

## し尿汚泥・下水汚泥処理施設(双葉地方広域市町村圏組合)

クリーンセンターふたば(大熊町)内の汚泥リサイクルセンターは震災で停電のため配管に汚泥が詰まっており、今後稼働するためには先行して、配管内の汚泥を取り除く必要があるが、労働環境上不適切と思われることから、代替施設等について関係機関と協議して行く。

なお、一部町村の下水道施設等の復旧により汚泥処理 (処分先の確保) が必要である。

平成25年2月、施工業者が施設の目視点検を行った。 ※H24.12.10 大熊町区域再編により帰還困難区域

# その他広域施設

#### 火葬場(双葉地方広域市町村圏組合)

斎場「聖香苑」(双葉町)の再稼働は、見通し困難。各町村の帰還時期に併せ復旧 等協議して行く。

※H25.5.28 双葉町区域再編により帰還困難区域

## 准看護師養成等施設(双葉地方広域市町村圏組合)

公立双葉准看護学院(双葉町)の再開は、管理運営を委託している双葉郡医師会と 実習病院の確保などもあり、見通し困難。今後の帰還に影響を受ける。 双葉町の帰還困難区域における除染モデル事業に併せ除染を実施予定。

※H25.5.28 双葉町区域再編により帰還困難区域

#### インフラ復旧の工程表 (双葉地方広域市町村圏組合 管理施設)

事業	整備主体	被災/稼働状況	H24年度に実施 したこと(成果)	H25年度に実施 すること( <u>目標</u> )	H25年度				H26年度			H27年度						
					4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	- H28年度以降	備考・ポイント等
み処理(焼却施設	1																	
						仮置中												最終処分場が第一原発から3km圏内
省葉町) 部衛生センター	双葉地方広域市町村圏組合	警戒区域内で許可を得て稼働 ※H24.8. 10より 避難指示解除準備区域	飛灰(8千Bq超)の保管のためコンクリートボックスを使用	焼却灰(8千Bq以下)については敷地保管していたが、仮置場の整備が整い6月下旬から仮置きしてい	協議	● 調査·工事			-									あり焼却灰及び不燃残渣を処分できが が楢葉町にある館の沢最終処分場を 境省が仮置場として整備完了。南部ペ センター敷地内の飛灰の保管につい は、平成26年3月末で一杯になる予
	30 ± 10 ± ± · ·	帰還困難区域内		平成25年11月以降、浪江町の除 染に併せて除染を実施予定	協	養·調査·エ	事											労働環境の確保が出来ないため再稼
	双葉地方広域 市町村圏組合	<b>信電に上川機架新の作動の確認け</b>			•		除染	<b>→</b>										の見通し困難 現況把握調査をH24年10月実施・25 度先行的な除染を実施予定
『み処理(最終処分	<b>場</b> )																	
r熊町) リーンセンターふたば	双葉地方広域市町村圏組合	第一原発から3km圏内 停電により機器類の作動の確認は 出来ないが目視では建物一部被災	ž.															
尿処理	<u> </u>																	
富岡町) 5泥再生処理センター (双葉環境センター 後継予定施設		居住制限区域内 停電により機器類の作動の確認は 出来ないが目視では建物一部被災 ※現在他区域で処理対応	4月に先行除染・9月に施工業者 が設備の目視点検を行った	復旧・稼働に向けた取組を進め る。 6月から労働環境を保つ ため施設内のクリーニング及び敷 地内追加除染も実施	•	調査・工事 除染 ●							<b>*</b>					施工業者の警戒区域立入、稼働する の労働環境の確保 3月25日立地町の区域見直しにより を推し進める
宮岡町) 葉環境センター 旧施設		居住制限区域内 場内道路及び法面が崩落停電によ り機器類の作動の確認は出来ない が目視では建物一部被災			協議・	調査・工事												し尿処理の解体については対策地域 あることから環境省直轄事業の対策 内廃棄物処理事業(国の事業)で解析 定
.尿汚泥·下水汚泥	処理																	
大熊町) 5泥リサイクルセンター	双葉地方広域市町村圏組合	第一原発から3km圏内 停電により機器類の作動の確認は 出来ないが目視では建物一部被災	2月に施工業者が設備の目視点検 を行った	一部町村の下水道等の復旧により 汚泥処理(処分先の確保)が必要	協議・記	查·工事												施工業者の警戒区域立入、稼働するが の労働環境の確保が困難。代替施設 についても協議して行く
<b>火葬場</b>																		
双葉町) 双葉町 双葉 下場「聖香苑」 市町	双葉地方広域	域 帰還困難区域内 自合 停電により機器類の作動の確認は			協議・語	査・工事												再稼働の見通し困難
	市町村圏組合	市町村圏組合 出来ないが目視では建物一部被災	足													<b>†</b>	<b>&gt;</b>	A STATE OF THE PARTY.
看護師養成施設																		
双葉町) 公立双葉准看護学院		帰還困難区域内		双葉町の帰還困難区域における除	協議・i	查·工事												他の学校に転入、休業中
	X 菜地万山攻	神経四年とうける 停電中 目視では建物一部被災	※モデル事業に併せ除染を実施予 ・			除染									実	心の子校に私人、休来中 実習病院の確保等で再開の見通し困 25年度モデル除染予定。		

<sup>※</sup>本工程表に記載の内容については軽微な修正を行う場合があります。